

平成25年3月1日

卓球同好会の会員心得

1. 規約の遵守

- ・当会の規約に記載された内容を理解し、これを遵守すること。
- ・入会金及び年会費は速やかに納入すること。
- ・連絡網による会員への各種情報伝達は迅速に行い、連絡網の記載内容に変更がある場合には速やかに代表者に届け出ること。

2. 定期的な練習参加と練習に対する姿勢 ・練習への定期的な参加を心がけ、理由なく長期にわたって練習を休まないこと。

- ・各自が目的を持ち、自主性をもって練習に参加すること。
- ・練習前の台出しや練習後の片付けなどに協力すること。
- ・練習を早退する場合には必ず代表者もしくは、練習責任者に声を掛けて退出すること。
- ・1ヶ月以上（目安）練習に参加できない場合は、必ず事前に代表者に連絡すること。
（無断で長期間参加できない場合や出席回数が著しく少ない場合には休会あるいは退会していただく 場合あり。→ 注1 参照）（自発的に休会あるいは退会する場合には必ず代表者まで事前に届け出ること。）

3. 複数クラブへの重複所属と対外試合の参加の取り扱い

- ・複数のクラブに重複して所属することは認めるが、原則として当会の活動への参加を優先すること。
- ・当会で案内する対外試合に関しては、原則として当会から参加すること。
（やむを得ず他所属クラブから参加する場合には代表者への事前届出が必要。）
- ・当会のゼッケンを用意し、当会から対外試合に参加する場合には必ず使用すること。

4. 入会希望者の紹介に関する配慮

- ・ 当会への入会希望者を紹介する場合には代表者と事前に相談すること。

(入会希望者が必ずしも即入会できるものではないことへの配慮が必要。→ 注2参照)

- ・ 入会希望者が新規会員として入会することになった場合には紹介者は責任をもって新規会員へのフォローを行うこと。

注1：「休会」と「退会」の定義

- ・ 「休会」とは、やむを得ず練習に長期間参加できない場合（転勤、出産など）に、その理由や復帰見通しなどについて事前に代表者の承認を得る手続きをいい、休会者には次の権利が付与される。

①復帰する際の入会金の免除

②該当期間に応じた年会費の減額または免除（年会費を納入する時点で当該年度内に休会する予定が確定している場合）

③代表者の承認を得れば該当期間の年会費を納入した上で即復帰が可能

- ・ 「退会」とは、次の事項の何れかに該当する場合をいい、既に納入した年会費の返金は認めない。

①自ら退会の意志を代表者に表明

②当会の規約や心得などを遵守せず当会の会員に相応しくないと代表者が判断

③練習や当会主催の年間行事及び活動に1年間以上不参加

④年会費を1年間未納（自然退会）

注2：入会希望者に対する取り扱い

- ・ 入会希望者の入会に当たっては、練習に支障をきたさない適切な会員数を超えないことを念頭に、入会希望者の技量や練習に対する姿勢などを踏まえた上で代表者が判断する。

- ・入会希望者の技量や練習に対する姿勢などを吟味したい場合には1～2ヶ月間の練習生とし、代表者の判断により入会とする。

以上